

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の基準額および費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる養護の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表に基づき、支給する。ただし、国又は地方公共団体等の職と兼務する評議員に対しては、支給しないものとする。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表に基づき支給するものとする。ただし、国又は地方公共団体等の職と兼務する役員に対しては、支給しないものとする。
- 3 役員及び評議員については、役員としての賞与及び退職手当は支給しないものとする。
- 4 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。
- 5 交通費の額は、本会の旅費規程により支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第3条と同額の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表に基づき報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表に基づき報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第6条 本会は、第2条の第1項、第2項による評議員、役員等が、その職務を行う為に要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は、実費とする。ただし、旅費については旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める者とする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

一部改訂 令和1年7月1日

別 表

評議員の報酬

	日 額
評議員会への出席	9,660円 (内、所得税額1,660円)
上記以外の、法人・施設業務のための出勤	5,340円 (内、所得税額340円)

監事の報酬

	日 額
理事会・評議員会・監査会への出席	9,660円 (内、所得税額1,660円)
上記以外の、法人・施設業務のための出勤	5,340円 (内、所得税額340円)

理事の報酬

	日 額
理事会等会議への出席	9,660円 (内、所得税額1,660円)
上記以外の、法人・施設業務のための出勤	5,340円 (内、所得税額340円)